

# Weekly Report

第326号  
平成27年8月31日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 国境を越えた役務提供に係る消費税の見直し

インターネット等を介して国内外で行われる電子書籍や音楽、コクコクの配信などの「電気通信利用役務の提供」について、消費税の課税関係が以下のように見直され、27年10月以降から適用されます。

**◎内外判定基準の見直し**・・・電気通信利用役務の提供については、消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判断基準が「役務の提供を受ける者の住所等」に見直されます（現行は役務の提供を行う者の事務所等の住所）。これにより、国内事業者が国内の事業者・消費者に行う電気通信利用役務の提供は、国内取引に該当し課税対象になります。

**◎リバースチャージ方式の導入**・・・国内事業者が国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供（広告配信など役務の提供が通常事業者に限られるもの）」を受けた場合は、その役務の提供を受けた国内事業者が、消費税の申告・納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されます。ただし、経過措置により、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度の適用事業者は、当分の間、その役務の提供に係る仕入はなかったものとされ、リバースチャージ方式による申告を行う必要はありません。

**◎消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限**・・・国内事業者が国外事業者から「消費者向け電気通信利用者役務の提供（電子書籍や音楽の配信など事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの）」を受けた場合は、当分の間、その役務の提供に係る仕入課税額控除が制限されます。ただし、「登録国外事業者」から提供を受ける場合は、仕入税額控除を行うことができます。なお、登録国外事業者は8月17日現在で6社が登録を受けています。

**『マイナンバー制度実務対応説明会』ご案内**  
当事務所では、現在『マイナンバー制度実務対応説明会』を当事務所研修室にて開催しております。先週号のFAX通信にて、マイナンバー制度についてのQ&Aを掲載致しましたが、より詳細な情報については、当事務所の説明会（次回は9月15日開催）に是非ご参加頂き、マイナンバー制度の準備にお役に立てて頂ければ幸いです。  
説明会の詳細、申込方法につきましては、当事務所HP（上記URL参照）をご覧ください。

## 『マイナンバー制度実務対応説明会』ご案内

説明会の詳細、申込方法につきましては、当事務所HP（上記URL参照）をご覧ください。

説明会の詳細、申込方法につきましては、当事務所HP（上記URL参照）をご覧ください。

## 27年度最低賃金の改定額と発行日を確認

27年度の地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した引上げ目安を参考に、各都道府県の地方最低賃金審議会が答申した改定額の全国加重平均は、798円（引上げは18円）となりました。全ての地域で16円以上の引上げとなり、最も高い引上げ額は、愛知・大阪の20円で、次いで千葉・東京・広島の19円となっています。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、10月1日から10月中旬までに順次発効される予定です。地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚生省や労働局のホームページ等で必ず確認しましょう。